

第1 審査会の結論

令和5年1月10日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年1月24日付けで行った公文書開示決定（以下「本件処分」という。）は、本件対象公文書として、実施機関が認容した公文書のほか、被災者生活再建支援法適用に関する公文書を追加して特定の上、改めて開示決定等すべきである。

その余の部分については、実施機関の判断は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、令和4年台風14号災害に関して本件開示請求を行った。そのうち、本件処分の対象となる内容は以下のとおりである。

- (1) 災害対策支援情報システムに表示される市町村別の住家被害・人身被害状況 9月20日～1月10日まで、1日ごとの数値
- (2) 市町村別の住家被害・人身被害状況（罹災証明書交付数） 9月20日～1月10日まで、1日ごとの数値
- (3) 宮崎県が消防庁に送信した文書 9月15日～1月10日
- (4) 宮崎県が消防庁から受信した文書 9月15日～1月10日
- (5) 宮崎県が内閣府に送信した文書 9月15日～1月10日
- (6) 宮崎県が内閣府から受信した文書 9月15日～1月10日
- (7) 宮崎県が延岡市に送信した文書 9月15日～1月10日
- (8) 宮崎県が延岡市から受信した文書 9月15日～1月10日

2 実施機関の決定

実施機関は、審査請求人に対し、本件開示請求について本件処分を行い、令和5年1月24日付け公文書開示決定通知書により通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分により開示された第2の1(2)（以下「文書1」という。）、第2の1(3)（以下「文書2」という。）、第2の1(4)（以下「文書3」という。）、第2の1(5)（以下「文書4」という。）、第2の1(8)（以下「文書5」という。）の文書について、実際には全部開示されておらず、過小開示であるとして、令和5年3月8日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は以下のとおりである。

- (1) 開示されなかった文書を開示すること
- (2) 開示されなかったことに起因する費用は実施機関の負担とすること

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 文書1について

ア 令和4年12月12日以降の被害状況の数値が開示されなかった。

イ 内閣府への被害状況の報告を、令和4年12月12日以降停止する旨の文書は開示されていない。

ウ 令和4年12月28日に都城市へ災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されるためには被害状況の数値の更新がなければ不可能であることから、隠蔽工作であることは明白である。

(2) 文書2について

ア 全く開示されていない。

イ 少なくとも消防庁の災害報告取扱要領に基づく報告書があるはずである。

(3) 文書3について

ア 消防庁が宮崎県に対し被害状況等の報告を求める文書が開示されなかった。

イ 実施機関によれば、本件開示請求において求められた文書ではないとのことであった。

(4) 文書4について

ア 延岡市・都城市に災害救助法適用の際の内閣府への報告文書及び延岡市・都城市に被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）適用の際の内閣府との協議文書・報告文書があるはずなのに開示されていない。

(5) 文書5について

ア 延岡市から宮崎県へ被害状況を報告する電子メール及び添付ファイルについて、全く開示されていない。

イ 実施機関によれば、削除したとのことであった。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が弁明書で主張する内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 文書1について

ア 文書1による内閣府への報告は、内閣府が最終報告日を令和4年12月12日と設定していたため、令和4年12月13日以降は文書1を作成していない。

イ 文書1による報告の最終日を設定した内閣府からの連絡は、電子メールによって行われ、当該電子メールは、本件開示請求があった時点で、文書取扱規程（平成2年宮崎県訓令第5号）における、保存期間が1年未満保存の文書に当たるとして削除しており存在しない。

(2) 文書2及び文書3について

ア 消防庁の災害報告取扱要領に基づく報告書は、県ホームページで随時公表している資料であり、審査請求人が既に入手している文書であると判断し、本件対象公文書に含めなかった。

イ 消防庁から宮崎県に対して被害状況等の報告を求める文書は、本件開示請求が災害救助法に関する文書を請求しているものと判断し、本件対象公文書に含めなかった。

ウ よって、文書2及び文書3については、他に本件対象公文書を保有しているため、審査請求人の主張を認容する。

- (3) 文書4について
- ア 災害救助法の適否に係る内閣府との協議は、電話により行ったため、協議文書は作成していない。また、災害救助法の適用の際は、公示を行うため、内閣府への報告は求められておらず、内閣府への報告文書は作成していない。
 - イ 被災者生活再建支援法に関する公文書は、本件開示請求が災害救助法に関する公文書を請求しているものと判断し、本件対象公文書に含めなかった。
 - ウ 本件開示請求とは別に令和5年2月24日付けで審査請求人から提出された、被災者生活再建支援法に関する公文書に対する開示請求について、部分開示決定等を行っており、審査請求人の開示請求の目的は果たされている。
- (4) 文書5について
- ア 本件開示請求時点で現存していた、令和4年11月2日、9日及び12月5日に県が延岡市から受信した台風14号災害に係る住家の被害認定調査・罹災証明書交付等の状況に関する電子メールは、審査請求人に開示している。
 - イ それ以前に延岡市から受信した同様の内容の電子メールについては、本件開示請求の時点で、文書取扱規程における、保存期間が1年未満保存の文書に当たるとして削除しており存在しない。

第5 審査請求人の反論書による反論

審査請求人が反論書で主張する内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 文書1について
- ア 内閣府への文書1による報告を令和4年12月12日までとする旨の文書は開示されていない。
 - イ 文書1による最終報告日を設定した文書は被害状況の報告に関連する文書であり、廃棄することはない。
- (2) 文書4について
- ア 災害救助法の適否の基準は被害状況等の数値によるものであり、正確性を求められることから、電話のみで協議を完結させることはありえない。
 - イ 災害救助法の適否に関する協議は、その重要性から、協議内容を文書化し、保存することが必要である。
- (3) 文書5の文書について
- ア 被害状況の報告に関する電子メールであり、重要な文書であるため、削除されるようなことがあるとは考えられない。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年 5月30日	諮問を受けた。
令和6年 1月15日	諮問の審議を行った。
令和6年 4月22日	諮問の審議を行った。
令和6年10月15日	諮問の審議を行った。

第7 審査会の判断理由等

当審査会は、本件処分について調査、審議した結果、以下のように判断する。

なお、審査請求書及び反論書の内容によれば、審査請求人は実施機関が本件対象公文書を削除したことについて、当審査会に判断を求めていることが読み取れる。

しかしながら、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第17条第1項及び第19条によれば、当審査会の役割は公文書の全部又は一部を開示する旨の決定及び公文書の全部を開示しない旨の決定又は開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、何らの決定もしないことについて審議を行うことであり、文書取扱規程に基づいた実施機関の公文書の取扱いについて審議を行うことではない。

そのため、実施機関が文書取扱規程に基づき、本件対象公文書を保存期間が1年未満の公文書であると判断し削除したことについて、当審査会は判断を行わない。

また、実施機関が既に弁明書で審査請求人の主張について認容するとした文書2及び文書3については争いがないことから、審査会で判断しない。

1 文書1について

当審査会が実施機関に確認した結果、文書1は災害救助法の適否の判断とは関係のない、内閣府が本県の被害状況を確認するために提供を求めた資料とのことであった。

また、当審査会が内閣府に確認したところ、12月12日付けで本県から提出のあった文書1をもって、本県からの報告が終了していることは事実であり、文書1の最終報告日について、何らかの方法で連絡したと思われるとの認識であった。

よって、12月13日以降において、実施機関が文書1を作成する必要はなく、文書1が存在したと考えられる特段の事情もないと認められるため、12月13日以降の文書1は存在せず、不存在による不開示は妥当である。

さらに、報告最終日を設定した文書についても、実施機関が弁明書で主張するように、電子メールにより内閣府からの連絡があったとしても、当該電子メールは既に削除されているため、不存在による不開示は妥当である。

2 文書4について

(1) 災害救助法に関する文書について

当審査会が内閣府に確認したところ、災害救助法に関する都道府県との協議は電話により行くと回答があった。よって、対象公文書は存在しないと判断し、不存在による不開示は妥当である。

(2) 被災者生活再建支援法に関する文書について

被災者生活再建支援法に関する文書について、実施機関は本件開示請求とは別になされた公文書開示請求で既の開示しており、審査請求人の目的は果たされていると主張する。

しかしながら、審査請求人が本件開示請求の対象から当該文書を除外する意思を示さない限りは本件対象公文書に含めるべきであり、開示されていない公文書の開示を求める利益は消滅していないことから、被災者生活再建支援法に関する文書について改めて開示決定等すべきである。

3 文書5について

実施機関によれば、台風14号災害の住家被害・人身被害に関連して県と延岡市との間で送受信した電子メールは、内閣府に報告した文書1の基礎データとなる延岡市の被害状況を

報告する電子メールのみである。

当審査会が確認したところ、実施機関が弁明書で主張する令和4年11月2日、9日及び12月5日付けの電子メール並びに実施機関が弁明書で主張していない令和4年11月21日付けの電子メールが審査請求人に開示されている。

実施機関は、県内各市町村からの被害状況の連絡を基に、令和4年9月28日から令和4年12月12日までの間に内閣府に対し文書1により本件の被害状況を報告しているが、各市町村へは、被害状況の更新があった際はもちろん、更新がない場合にも実施機関に連絡をするように求めていた。

そのため、実施機関と延岡市との間では、開示された電子メール以外にも何らかの方法でやりとりがあったと推測するが、電子メールにより連絡があったとしても、当該電子メールは実施機関において既に削除されていることから、不存在による不開示は妥当である。

4 その他

審査請求人は審査請求書及び反論書において種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記1から3までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。